

岐阜県公報

号外 (一) 平成三十一年 四月二十六日

目次

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

二

岐阜県図書館使用料徴収規則の一部を改正する規則

(文化伝承課)

二

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

(子ども家庭課)

二

岐阜県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(建築指導課)

七

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

(出納管理課)

七

告 示

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定に関する告示の廃止

(家畜防疫対策課)

七

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定に関する告示の一部改正

(同)

七

道路の区域変更

(道路維持課)

八

道路の供用開始

(同)

八

長良川圏域河川整備計画の変更

(河川課)

八

各務原都市計画の変更

(都市政策課)

八

統轄店、集中店及び主管取扱店に関する告示の一部改正

(出納管理課)

九

訓 令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課)

九

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同)

九

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

(法務・情報公開課)

九

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令

(教育総務課)

一〇

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (ときは翌日)

平成三十一年四月二十六日

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十八号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「危機管理部」の下に、「環境生活部」を加え、同条第二項中「健康福祉部」を「環境生活部、健康福祉部」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。

岐阜県図書館使用料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十九号

岐阜県図書館使用料徴収規則の一部を改正する規則

岐阜県図書館使用料徴収規則（平成二十三年岐阜県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中

1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 年 月 日 を

年 月 日 に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十号

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和四十年岐阜県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式を次のように改める。

第1号様式 (第3条関係)

(表)

捨印	申 請 者	連帯債務者	連帯保証人	法定代理人

母 子
父 子 福 祉 資 金 貸 付 申 請 書
寡 婦

年 月 日

岐阜県知事 様

次のとおり母子 (父子・寡婦) 福祉資金の貸付けを受けたいので関係書類を添えて申請します。

申請者

(郵便番号)

住所

フリガナ

氏名

㊞

個人番号

生年月日

年

月

日 (歳)

電話番号 (自宅) ()
電話番号 (携帯) ()

連帯債務者

(郵便番号)

住所

フリガナ

氏名

㊞

生年月日

年

月

日 (歳)

電話番号 (自宅) ()
電話番号 (携帯) ()

私は連帯保証人として申請者と連帯して債務を負担することを約します。

連帯保証人

(郵便番号)

住所

フリガナ

氏名

㊞

生年月日

年

月

日 (歳)

電話番号 (自宅) ()
電話番号 (携帯) ()

私は法定代理人として申請者が次のとおり母子 (父子) 福祉資金の申請をすることに同意します。

法定代理人

(郵便番号)

住所

フリガナ

氏名

㊞

生年月日

年

月

日 (歳)

電話番号 (自宅) ()
電話番号 (携帯) ()

資 金 の 種 類		申 請 金 額		借 入 期 間			
資金		円 (月額 円)		年 月 から 年 月 まで			
貸付けを受けようとする理由及び返済資金	(理由)			償還の方法 (○で囲む) 及び回数			
	(資金)			月賦・半年賦・年賦 回			
				償還期間			
				年 月 から 年 月 まで			
振込金融機関名		銀行	支店	金融機関・支店コード		口座番号	
家 庭 の 状 況	続柄	氏 名	生 年 月 日	同別居	職 業	勤務先、学校等	月収 <small>(各種年金手当等を含んだ額)</small>
			年 月 日				万円
			年 月 日				万円
			年 月 日				万円
			年 月 日				万円
			年 月 日				万円

(裏)

申 請 者	勤 務 先		収 入 (月額)		支 出 (月額)		
	勤 務 形 態			円		円	
	住 宅 状 況 (○で囲む)	1 持ち家			円		円
		2 借家			円		円
		3 公営住宅			円		円
		4 その他 ()			円		円
	配 偶 者 の な い 女 子 (配 偶 者 の な い 男 子 ・ 寡 婦) と な っ た 原 因 (○で囲む)	1 病死			円		円
		2 交通事故死			円		円
		3 その他死別			円		円
		4 離婚			円		円
5 遺棄				円		円	
6 海外在住				円		円	
7 生死不明				円		円	
8 法令拘禁				円		円	
9 精神障害				円		円	
10 身体障害				円		円	
11 未婚				円		円	
12 その他 ()				円		円	
同 上 発 生 年 月 日	年 月 日			円		円	
子 の 扶 養 の 有 無 (寡婦のみ) (○で囲む)	1 有			円		円	
	2 無			円		円	
	3 特例寡婦			円		円	
			計	円	計	円	

保 証 人	申請者との関係	勤 務 形 態	勤 務 先	勤務年数	月 収
				年	万円
	主な資産	負債			

他 か ら の 借 入 金 の 状 況	借 入 金 の 種 類			
	借 入 金 額	円	円	円
	借 入 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	未 償 還 額	円	円	円
	償還方法(○で囲む) 及び1回の償還額	年賦・半年賦・月賦 円	年賦・半年賦・月賦 円	年賦・半年賦・月賦 円
	償還完了予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	実 施 機 関			
備 考				

施設等	区 分	修学・修業等施設名	学 年 制	現在の学年	卒業(修了)年月	通学(○で囲む)
					年 月	自宅・自宅外

- 注意
- 1 ※印欄は、記入しないこと。
 - 2 「連帯債務者」欄は、修学資金、修業資金、就職支度資金(配偶者のない女子、配偶者のない男子又は寡婦(以下「扶養者」という。)が扶養している児童(子)に係るもの)又は就学支度資金を申請する場合のみ記入すること。
 - 3 「法定代理人」欄は、児童(子)が借受人となる場合に、法定代理人が記名及び押印をすること。
 - 4 「家庭の状況」欄は、申請者が現に扶養している児童(子)その他の家族(申請者が扶養者に扶養されている場合は、その扶養者が扶養している児童(子)その他の家族)について記入すること。
 - 5 「扶養の有無」欄は、寡婦福祉資金申請者のみ記入し、母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第6条に基づく者については特例寡婦とし、該当する番号を○で囲むこと。
 - 6 「他の借入金の状況」欄は、他の借入金及び母子父子寡婦福祉資金による他の貸付金をもれなく記入すること。
 - 7 「施設等」欄は、修学資金、修業資金、就学支度資金又は技能習得資金を借り受けようとする場合に修学・修業先について記入すること。

※福祉事務所受付欄	※県受付欄	
		整理番号※

附 則

この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。

岐阜県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十一号

岐阜県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十九年岐阜県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成」を削り、「第四十条第一項第一号」を「第4条第一項第一号」じ、「第一号第一項」を「第一号第一項」じ、「別記様式第一第二面から第五面まで」を「別記様式第一第二面から第五面まで」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十二号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二工業技術研究所の項を次のように改める。

産業技術総合センター

総務課長

別表第二産業技術センターの項及び情報技術研究所の項を削る。

附 則

この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百七十号

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定に関する告示（平成三十一年岐阜県告示第二百十四号）は、平成三十一年四月二十八日限り廃止する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第二百七十一号

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定に関する告示（平成三十一年岐阜県告示第二百四十六号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月二十九日から適用する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

二を次のように改める。

二 移動を禁止する区域

恵那市岩村町飯羽間、長島町鍋山、三郷町佐々良木、三郷町野井、三郷町椋実及び山岡町久保原

岐阜県告示第二百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年四月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	清高見山線	高山市清見町坂下字井ノ上洞九六〇番三七地先から同市同町同字同九六〇番三八地先まで	前 後	10.0 10.5 14.0 14.1	19.0	

岐阜県告示第二百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年四月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備定区域又は決定年月日（告示の日）

県道	見国府座線	路線	平成	平成
		高山市上宝町蔵柱字中野二〇八番一地从先から同市同町同字舟橋二四五二番三地从先まで	八六〇 三・四六	二六・七三

岐阜県告示第二百七十四号

長良川圏域河川整備計画を変更したので、河川法（昭和三十九年法律百六十七号）第十六条の二第七項において準用する同条第六項の規定により告示する。

なお、当該河川整備計画は、岐阜県土木整備部河川課、岐阜県岐阜土木事務所、岐阜県美濃土木事務所、岐阜県郡上土木事務所及び岐阜県可茂土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第二百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
各務原都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

岐阜県告示第二百七十六号

統轄店、集中店及び主管取扱店に関する告示（平成二十七年岐阜県告示第二百四十四号）の一部を次のように改正し、平成三十一年五月一日から適用する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

別表蘇原支店の項中「情報技術研究所、」を削り、同表関支店の項中「工業技術研究所、産業技術センター」を「産業技術総合センター」に改める。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十三号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「部長」の下に「産業技術総合センターにあつては、部門長」を加える。

附 則

この訓令は、平成三十一年五月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十四号

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「部長」の下に「産業技術総合センターにあつては、部門長」を加える。

附 則

この訓令は、平成三十一年五月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十五号

庁中一般
各現地機関

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。
第二条第八号中「部長」の下に「産業技術総合センターにあつては、部門長」を加える。
別表第一工業技術研究所の項を次のように改める。

産業技術総合センター
産総

別表第一産業技術センターの項及び情報技術研究所の項を削る。
別表第三中「平成」を「令和」に、「から廃止する」を「限り廃止する」に、「~~並~~」を「~~並~~」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年五月一日から施行する。

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第二号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県教育委員会
教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程（平成九年岐阜県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。
別記様式中「~~並~~」を削る。

附 則

この訓令は、平成三十一年五月一日から施行する。

平成三十一年四月二十六日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社